

暴走族が駐車場に  
集まっています!

後ろの車がしつこく  
あおってきます!

暴走行為を見たら

110番!

不正改造の車を  
見つけました!



2019  
年度

暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から

東京都 暴走族追放 強化期間

6月1日(土)～6月30日(日)

# “あおり運転”

## 罪に問われます!!

例えば……

- ・脅かしてやろうと前の車に異常接近を繰り返したら…  
道路交通法26条では「車間距離の保持」を定めています。



### ▶三月以下の懲役又は五万円以下の罰金

- ・腹を立てて、おびただしくクラクションを鳴らすと…  
道路交通法54条では「警音器の使用等」を定めています。



### ▶二万円以下の罰金または料料

- ・前の車を追いまわすために、不必要にパッシングを繰り返すと…  
道路交通法52条では「車両等の灯火」を定めています。



### ▶五万円以下の罰金

道交法以外にも……

- ・後続車の行為に腹を立てた仕返しに、その車両を執拗に追いまわし、車両の後方に異常接近させた行為を「刑法の暴行罪」に問われ、罰金20万円の略式命令が出されました(岩手県)。

### ▶二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

- ・一家4人が乗るワゴン車を車道に停車させ、大型トラックによる追突事故で夫婦を死なせたなどとして「自動車運転死傷処罰法違反(危険運転致死傷)」などに問われ、懲役18年の判決が言い渡されました(神奈川県)。

### ▶一年以上の有期懲役(死亡させた場合)

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して  
イライラしない、やさしい運転をしましょう!!